



平成 19 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホーム
代表者の役職名 代表取締役 大宮 健次
(J A S D A Q ・ コード : 2721)

問合せ先

取締役経営管理室長 三和 正夫

電話番号 03-5324-6261

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社が行う公告について、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図ることを目的として電子公告を採用することとし、現行定款第 4 条（公告の方法）を変更するものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条（株券の発行）を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会における代理人による議決権行使に関し、代理人の人数を 1 名に制限するため、現行定款第 14 条（議決権の代理行使）について所要の変更を変更案第 16 条のように行うものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録

によりその承認を行うことができるよう、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(3) その他、上記各変更に伴う条数の変更並びに一部規定の新設・削除・変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示している。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社ジェイホームと称し、英文では、J - home Corp . と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 建築業に対する技術援助	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 (現行どおり) (目的) 第 2 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 経営コンサルタントに関する事業</p> <p>(3) 建築業に対する研究、研修、広告宣伝の受託</p> <p>(4) 建築に関する研究、研修、教育、広告宣伝の受託</p> <p>(5) 住宅建築材料および建具、家具、カーテン、インテリア用品、什器、ユニットバス、キッチン、トイレなどの住宅設備機器の輸出入・製造加工ならびに販売</p> <p>(6) 建築物の設計および施工管理ならびにそれらの請負およびコンサルティング</p> <p>(7) 建築工事業、内装仕上工事業ならびに建物の営繕に関する業務</p> <p>(8) 店舗設備および什器・備品の賃貸ならびに売買</p> <p>(9) 不動産仲介業および不動産売買・賃貸業ならびに管理</p> <p>(10) コンピューター機器・ソフトウェアの賃貸および販売</p> <p>(11) 家庭用電気製品、家具、屋内装飾品の販売</p> <p>(12) 紙類、文房具類、事務用機械器具の販売</p> <p>(13) 金融業</p> <p>(14) 旅行代理店業ならびに観光案内業</p> <p>(15) 出版業</p> <p>(16) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</p> <p>(17) 総合リース業およびその代行業務</p> <p>(18) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、33,192株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(端株の買増し)</p> <p>第7条 当社の端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき株式を有しないとき、または株式取扱規程に定めるところにより、当社は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、33,192株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(端株の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、実質株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取りおよび買増し、届出の受理、株券喪失登録手続きその他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取または買い増し、届出の受理、株券喪失手続きその他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の取締役は、20名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>当会社の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>就任後</u> 1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数</u>で行う。</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後</u> 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、<u>決議に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、<u>商法第266条12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する</u>取締役（取締役であったものを含む）の責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p>	<p><u>2</u> <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会における議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける<u>財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、<u>商法266条第19項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に同条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする</u>。</p> <p>第5章 監 査 役</p> <p>(員数) 第27条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第28条 監査役は、<u>株主総会において選任する</u>。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う</u>。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p> <p>(報酬) 第30条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める</u>。</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 当社は、<u>商法280条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む)の責任を、法令の定める限度において免除することができる</u>。</p>	<p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が定める範囲内とする</u>。</p> <p>第5章 監 査 役</p> <p>(員数) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する</u>。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む)の責任を、法令の限度において免除することができる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第32条</u> 当社の営業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第33条</u> 当社の利益配当金は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対して、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第35条</u> 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第35条</u> 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第38条</u> 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p><u>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以上